別表第２（第９条関係）

製造費の機能別原価への配分方法

(1)　大口・卸供給特定原価、小口供給特定原価、託送供給特定原価に特定できるものを抽出しそれぞれに直課する。

(2)　上記(1)以外のものについて、内容に応じ、機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

(3)　製造部門全般に係る管理費用的なもの（以下「製造部門管理費」という。）については、その額をそれぞれ抽出し、その合計額を、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

供給販売費の機能別原価への配分方法

(1)　大口・卸供給特定原価、小口供給特定原価、託送供給特定原価に特定できるものを抽出しそれぞれに直課する。

(2)　上記(1)以外のものについて、内容に応じ、機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

(3)　供給販売部門全般に係る管理費用的なもの（以下「供給販売部門管理費」という。）については、その額をそれぞれ抽出し、その合計額を、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

一般管理費の機能別原価への配分方法

(1)　業務の内容に即して、コストプールに区分した上で、機能別原価のいずれかに直課できるものは当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、客観的かつ合理的な基準を設定できるものは、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

(2)　客観的かつ合理的な基準を設定できない費用は、機能別原価金額比によって、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

(3)　各事業者の実情に応じて、コストプールを省略できるものとする。

その他費の機能別原価への配分方法

(1)　機能別原価のいずれかに直課できるものは当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、客観的かつ合理的な基準を設定できるものは、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

(2)　客観的かつ合理的な基準を設定できない費用は、機能別原価金額比によって各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

別表第３（第９条関係）

第１表

製造費の機能別原価への配分基準表

項　目		直　課	帰属（括弧内は例示）	配　賦
原材料費	原料費	従量原価に直課		
	加熱燃料費	従量原価に直課		
	補助材料費	内容に応じて直課	製造ガス量比※	
労務費	給　料		人員比	
	雑　給		人員比	
	賞与手当		人員比	
	法定福利費		人員比	
	厚生福利費		人員比	
	退職手当		人員比	
諸経費	修繕費	内容に応じて直課	人員比（器具備品等の少額資産等） 固定資産金額比	
	電力料	内容に応じて直課	人員比（事務所等の料金等） 電力使用量比（設備等の料金等）	
	水道料	内容に応じて直課	人員比（事務所等の料金等） 水道使用量比（設備等の料金等）	
	使用ガス費	内容に応じて直課	人員比 ガス使用量比	
	消耗品費 設備関連 その他	内容に応じて直課	 固定資産金額比 人員比（事務用品等） 製造ガス量比（作業用品等）	
	運賃	内容に応じて直課	人員比	
	旅費交通費	内容に応じて直課	人員比	
	通信費	内容に応じて直課	人員比	
	保険料	内容に応じて直課	人員比（自動車関連等） 固定資産金額比	
	賃借料	内容に応じて直課	人員比(車両リース料等) 固定資産金額比（借地料等）	
	委託作業費	内容に応じて直課	人員比	
	租税課金 設備関連 その他	内容に応じて直課	 固定資産金額比（固定資産税・都市計画税等） 人員比（自動車税等） 製造ガス量比	
	試験研究費	内容に応じて直課	人員比	
	教育費	内容に応じて直課	人員比	
	たな卸減耗費	機能別項目に直課		
	固定資産除却費	内容に応じて直課	人員比（器具備品等の少額資産等） 固定資産金額比	
	雑費	内容に応じて直課	人員比（会議費・諸会費等） 製造ガス量比	